

あなたのお住まい
耐震性は大丈夫？

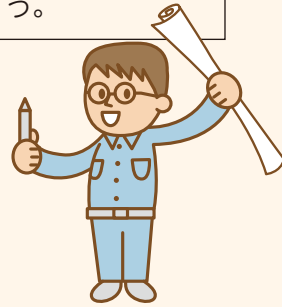
耐震診断・耐震改修を 支援する制度があります!!

耐震診断・耐震改修を支援する制度の目的

地震活動が活発な環太平洋地震帯に位置する日本では、昔から大地震が頻繁に発生しており、2011年に発生した東日本大震災のような大地震が、近い将来高い確率で発生すると予測されています。大地震が発生したとき、建築物の倒壊を防ぎ、大切な命を守るために、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修を進めましょう。

●補助金の対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築した鉄筋コンクリート造りの戸建て住宅、長屋および共同住宅で、店舗などの用途を兼ねるもの（店舗などの用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含みます。



ステップ① 耐震診断 まずは、耐震診断を受けましょう!

耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているかを、構造耐震指標などを算出することにより評価します。

窓口相談

耐震診断について話が聞きたいのですが



専門家(耐震技術者)へ耐震診断の依頼



補助金の額は、戸建て住宅で最大60万円の補助金が出ます。

住宅の種類	補助基準額	補助率
戸建て住宅	90万円/戸 (評価機関の判定料を基準額に加算する。)	2/3以内
共同住宅 長屋住宅	90万円に、1を超える住居戸数に20万円を乗じて得た金額を加算 (ただし、300万円を基準額の限度とする。) (評価機関の判定料を基準額に加算する。)	2/3以内

※共同住宅10戸の場合の例：90万円+9戸×20万円=270万円 さらに評価機関の判定料の加算が可能

- 補助基準額と実施額を比較して、いずれか少ない額を補助対象額とし、その2/3以内で補助
- ※耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された場合、所有者の意向により次のステップ2、3に進むことができます。

ステップ② 耐震改修設計とは

耐震改修設計とは、地震に対する建物の求められる耐力を確保するため耐震診断の結果に基づいて、建物のどの部分をどのように補強するかを具体的に設計することをいいます。

- 補助基準額と実施額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内を補助。
- 補助基準額は、耐震診断と同じ。

[耐震改修設計] → [工事見積り]



ステップ③ 耐震改修工事

耐震改修工事とは、耐震改修設計に基づいて行う補強工事のことです。

- 補助基準額と実施額を比較して、いずれか少ない額の23%以内を補助。
- 補助基準額は、4.73万円/㎡。(ただし、基準額は限度あり。)



問合せ:建築課 ☎893-4411 内線509